



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



ふわっと甘い香りに周りを見回すと金木犀が満開、晩秋の訪れを実感します。皆さまいかがお過ごしでしょうか？
先日は、今シーズン初のハーフマラソンでした。目指している大台は切れなかったものの、久々に自己ベストを出すことができました。少～しずつ目標に近づけていければいいなあと思って続けています。



人間関係に活かす！心理学

～エレベーターの中ではなぜ目を合わさないのか？～

「視線のエレベーター現象」と呼ばれている心理。双方のパーソナルスペース内で視線を合わせて会話をすると、親密度が高くなりすぎて違和感を覚えてしまいます。しかも話す内容が他の人に聞こえてしまうから黙るだけでなく、親密度を高めないためにわざと視線を外して会話を止めるのです。好意をもった相手には、親密度を高めようとする行動がある一方で、同僚など特別ではない相手には、無意識に視線や表情、距離などを調節して、一定の親密度を保とうとします。

参考「人間関係に活かす！使うための心理学 ポーポープロダクション著」

★これで完璧！ 11月の事務



☆年末調整の準備☆

12月に行われる年末調整の準備を始めましょう。従業員に対して、申告書類や説明文書の配布・回収、チェックをしていきましょう。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（11月11日まで）☆

10月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（12月2日まで）☆

10月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆9月決算法人の確定申告と納税（11月中の決算応当日まで）☆

9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間（予定）申告と納税。



* 今月の労務ワンポイント * ～最低賃金を下回っていませんか？～

先月お知らせしましたとおり、最低賃金が10月から改定されています。

（発効日は各都道府県によって多少異なっています。）

もう従業員の給与額は確認されましたでしょうか？ 最低賃金を下回っている場合には、早急に最低賃金まで引き上げなければなりません。

最低賃金は、時給額で表示されていますが、月給者や日給者であっても適用になりますので、月給者であれば月の所定労働時間数、日給者であれば1日の所定労働時間数で割り戻して確認しなければなりません。

また、最低賃金の対象となる賃金とは、実際に支払われる賃金から一部の賃金（割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など）を除いて計算しなければなりませんので、ご注意ください。

ブラック企業と言われたいためには？

ここ最近「ブラック企業」ということばをよく耳にします。8月8日の報道発表では、厚生労働省がブラック企業対策として監督指導を実施する、9月には、全国4,000社のブラック企業に対して調査に乗り出す、と記事が出ました。

ブラック企業とは、働き方のルールを守っていない会社、具体的には、異常な長時間・過重労働、残業代を支払わない、パワハラがひどい、会社を辞めさせてくれない、会社を辞めて行く人が多い、そして、新たに加わった視点として、若者を使い捨てる、などの企業のことを指しています

もちろん、中小企業がすべて法律どおりにしていたら会社は成り立たない…と経営者の方のぼやきもその通りなのですが、それでもやはり、ここは押さえておかないといけない、という点はあるはず。ブラック企業と言われたいためにも、自社の状況を一度チェックしてみてください。

- 新たに雇い入れる際には、給与・労働時間・休日などの条件を、きちんと書面にして渡している。
- 試用期間はもちろん日常においても、指導教育をまめに行っている。(従業員をほったらかしにしていない。)
- 就業規則をきちんと作って、皆に周知させている。
- 労働時間の管理(残業時間、遅刻早退なども)をきちんと行っている。
- 働いた時間については、きちんと支払っている(正しく割増計算している)。
- 最低賃金以上で支払っている。
- 長時間労働させていない。
- 健康診断を年に1回受けさせている。
- 有給休暇を取らせている。
- 職場でパワハラ・セクハラにあたる行為が行われていない。
- 解雇する場合には、その解雇が認められるかどうかなど、慎重に検討してから行っている。

昔は、ちょっと午前中に家の用事で仕事を休んでも、それをいちいち遅刻だから給与を引くなどとうるさく言わない代わりに、従業員たちも、少しぐらいの残業に、残業代を払ってもらっていない、などと文句は言いませんでした。お互いにうまく丸くやっていたのですね。でも今は違います。遅刻などは大目に見てあげているじゃないか、なんていう言い訳は通じません。会社も自分の身は自分で守らなければならない時代なのです。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

